

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月29日（火）第758号の5



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令	
○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）	（税務課取扱い） 1
告 示	
○鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）	（会計課取扱い） 1

訓 令

鹿児島県訓令第13号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第95条中「鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）及び鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）に定めるところにより収入証紙により」を削る。

第193条中「鹿児島県証紙条例及び鹿児島県証紙条例施行規則に定めるところにより収入証紙により」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第550号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。